

## 東日本大震災に伴う前金払の特例について（お知らせ）



このたびの震災で被災された皆様に謹んでお見舞い申し上げます。

皆様の安全と一日も早い被災地の復興を心からお祈り申し上げます。

東日本大震災の迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、被災地域における公共工事の適正かつ円滑な施工の確保が必要であることから、被災地域における国・地方公共団体発注工事の前金払の割合を引き上げる等の特例が設けられました。

### ●国の場合

<特例の内容>

- (1) 前払率の引上 ( ) は現行条件  
工 事：前払率 50% (40%)  
業務委託他：前払率 40% (30%)
- (2) 中間前金払の対象工事の拡大 ( ) は現行条件  
対象請負金額 300 万円以上の工事  
(請負金額 1000 万円以上かつ工期 150 日以上工事)

<対象地域> ※平成 28 年度より以下の地域に変更  
工事場所が岩手県、宮城県及び福島県

<適用期間>

国土交通省直轄工事は平成 23 年 4 月 22 日以後に契約締結及び変更契約した工事に適用されます。

### ●地方公共団体の場合

<特例の内容>

- 前払率上限の引上 ( ) は現行条件  
工 事：前払率 50% (40%)  
業務委託他：前払率 40% (30%)

※地方自治法施行令及び地方自治法施行規則の改正を踏まえ、被災地の地方公共団体が前払率を引き上げるかを判断し、変更する場合は財務規則等を改正して対応することとなります。

<対象地域>

東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村（東京都の区域は除く）

詳細については、弊社の各支店にお問い合わせください。  
各支店の連絡先は、弊社ホームページにてご確認ください。

([http://www.wjcs.net/info/hon\\_shiten.html](http://www.wjcs.net/info/hon_shiten.html))